

2021年JAF国内競技車両規則 第3編スピード車両規定

<新旧対照表>

下線部分：変更箇所

2021年規定	2020年規定
<p><b>第1章 一般規定</b> 第1条～第2条（略）</p> <p><b>第3条 公認および登録車両に関する規定</b> <b>3.1) 公認</b> 公認とはJAFおよび／あるいはFIAによる公式の証明であって、当該型式の車両の最少生産台数が、本規則のN1、N2、または<u>2021年FIA国際モータースポーツ競技規則付則J項のグループN、A、T2</u>のいずれかに、その車を分類可能ならしめる生産の条件のもとで達成されたという証明である。公認申請は、JAF国内公認申請の場合、JAFにおいて審査公認される。また、FIA公認申請の場合、JAFによってFIAに提出され、公認はFIAの規則に基づいて行われる。（略）</p> <p>3.2)～3.3)（略）</p> <p>第4条～第9条（略）</p> <p><b>第2章 スピードP車両規定</b> <b>第1条 安全規定</b> 1.1)（略） 1.2) <b>ロールバー</b> すべての車両に4点式以上のロールバーを装着することを推奨する。 なお、オープンカーでジムカーナ競技に参加する場合は4点式以上、ダートトライアル競技に参加する場合は6点式以上のロールバーを取付けること。ロールバーを装着する場合、材質はスチールとし下記の規定に従うこと。 1)～8)（略） 9) <b>ロールバーの寸法：</b> ロールバーは、最小寸法38mm（直径）×2.5mm（肉厚）または40mm（直径）×2mm（肉厚）以上の継ぎ目のない1本のパイ</p>	<p><b>第1章 一般規定</b> 第1条～第2条（略）</p> <p><b>第3条 公認および登録車両に関する規定</b> <b>3.1) 公認</b> 公認とはJAFおよび／あるいはFIAによる公式の証明であって、当該型式の車両の最少生産台数が、本規則のN1、N2、または<u>2011年FIA国際モータースポーツ競技規則付則J項のグループN、A、B、GT2、GT1、T2</u>のいずれかに、その車を分類可能ならしめる生産の条件のもとで達成されたという証明である。公認申請は、JAF国内公認申請の場合、JAFにおいて審査公認される。また、FIA公認申請の場合、JAFによってFIAに提出され、公認はFIAの規則に基づいて行われる。（略）</p> <p>3.2)～3.3)（略）</p> <p>第4条～第9条（略）</p> <p><b>第2章 スピードP車両規定</b> <b>第1条 安全規定</b> 1.1)（略） 1.2) <b>ロールバー</b> すべての車両に4点式以上のロールバーを装着することを推奨する。 なお、オープンカーでジムカーナ競技に参加する場合は4点式以上、ダートトライアル競技に参加する場合は6点式以上のロールバーを取付けること。ロールバーを装着する場合、材質はスチールとし下記の規定に従うこと。 1)～8)（略） 9) <b>ロールバーの寸法：</b> ロールバーは、最小寸法38mm（直径）×2.5mm（肉厚）または40mm（直径）×2mm（肉厚）以上の継ぎ目のない1本のパイ</p>

プを使用すること。

ロールバーの直径と肉厚は、すべてのバーに規定の寸法が適用される。

1 0) ~ 1 1) (略)

1 2) 斜行バー (第2-19図、第2-20図、第2-21図、第2-22図タイプ) を取り付ける場合は、形状を1つの補強要素として、基本ロールケージに取り付けることが認められる。ただし、ロールケージとの連結部は規定の通りボルトオンで取り付けること。バーを曲げてはならない。斜行バーの方向が逆になっても構わない。バーの連結部が傷害の危険を及ぼさないように配慮すること。

斜行バーの上端は、リアストラットとの連結部から100mm以上離れていないメインロールバー上か、メインロールバーとの連結部から100mm以上離れていないリアストラット上に位置していなければならない。下端は、メインロールバーまたはリアストラットの車体への取り付け点から100mm以上離れてはならない。(その計測については第2-24図を参照)。

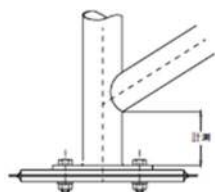
1 3) (略)

1 4) ドアバー (側面保護のための補強) を取り付ける場合は、第2-23図、第2-25図~第2-27図に従い、上部取り付け点はドア開口部の底部より計測しその高さの半分より高くなってはならない。

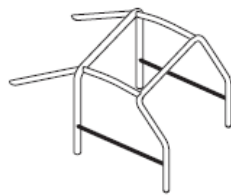
1 5) 取り外し可能な連結金具:

取り外し可能な部材が、ロールケージの構造として用いられている場合には、使用される取り外し可能な連結具はFIAにより承認された方式、あるいはそれに相当する方式に従っていなくてはならない(第2-28図~第2-38図参照)。それらは溶接されてはならない。ネジおよびボルトは、ISO規格の8.8または、4T以上のものでなくてはならない。

第2-16図~第2-23図 (略)



第2-24図



第2-25図

プを使用すること。

ロールバーの直径と肉厚は、補助バーを含め規定の寸法が適用される。

1 0) ~ 1 1) (略)

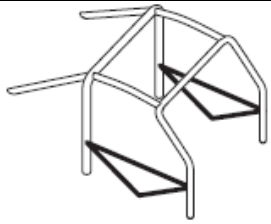
1 2) 斜行ストラット (第2-19図、第2-20図、第2-21図、第2-22図タイプ) を取り付ける場合は、形状を1つの補強要素として、基本ロールケージに取り付けることが認められる。ただし、ロールケージとの連結部は規定の通りボルトオンで取り付けること。

1 3) (略)

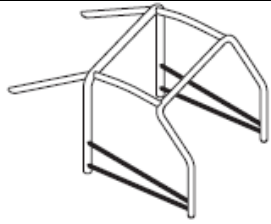
1 4) 取り外し可能な連結金具:

取り外し可能な部材が、ロールケージの構造として用いられている場合には、使用される取り外し可能な連結具はFIAにより承認された方式、あるいはそれに相当する方式に従っていなくてはならない(第2-24図~第2-34図参照)。それらは溶接されてはならない。ネジおよびボルトは、ISO規格の8.8または、4T以上のものでなくてはならない。

第2-16図~第2-34図 (略)



第2-26図



第2-27図

第2-28図～第2-38図 (略)

1.3) (略)

第2条～第7条 (略)

### 第3章 スピードPN車両規定

#### 第1条 安全規定

1.1) (略)

#### 1.2) ロールバー

すべての車両に4点式以上のロールバーを装着することを推奨する。

なお、オープンカーでジムカーナ競技に参加する場合は4点式以上、ダートトライアル競技に参加する場合は6点式以上のロールバーを取付けること。ロールバーを装着する場合、材質はスチールとし下記の規定に従うこと。

1)～8) (略)

#### 9) ロールバーの寸法：

ロールバーは、最小寸法38mm (直径) × 2.5mm (肉厚) または40mm (直径) × 2mm (肉厚) 以上の継ぎ目のない1本のパイプを使用すること。

ロールバーの直径と肉厚は、すべてのバーに規定の寸法が適用される。

10)～11) (略)

12) 斜行バー (第3-19図、第3-20図、第3-21図、第3-22図タイプ) を取り付ける場合は、形状を1つの補強要素として、基本ロールケージに取り付けることが認められる。ただし、ロールケージとの連結部は規定の通りボルトオンで取り付けること。バーを曲げては

1.3) (略)

第2条～第7条 (略)

### 第3章 スピードPN車両規定

#### 第1条 安全規定

1.1) (略)

#### 1.2) ロールバー

すべての車両に4点式以上のロールバーを装着することを推奨する。

なお、オープンカーでジムカーナ競技に参加する場合は4点式以上、ダートトライアル競技に参加する場合は6点式以上のロールバーを取付けること。ロールバーを装着する場合、材質はスチールとし下記の規定に従うこと。

1)～8) (略)

#### 9) ロールバーの寸法：

ロールバーは、最小寸法38mm (直径) × 2.5mm (肉厚) または40mm (直径) × 2mm (肉厚) 以上の継ぎ目のない1本のパイプを使用すること。

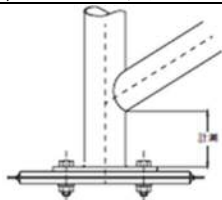
ロールバーの直径と肉厚は、補助バーを含め規定の寸法が適用される。

10)～11) (略)

12) 斜行ストラット (第3-19図、第3-20図、第3-21図、第3-22図タイプ) を取り付ける場合は、形状を1つの補強要素として、基本ロールケージに取り付けることが認められる。ただし、ロールケージとの連結部は規定の通りボルトオンで取り付けること。

ならない。斜行バーの方向が逆になっても構わない。バーの連結部が傷害の危険を及ぼさないように配慮すること。

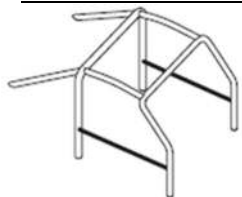
斜行バーの上端は、リアストラットとの連結部から100mm以上離れていないメインロールバー上か、メインロールバーとの連結部から100mm以上離れていないリアストラット上に位置していなければならない。下端は、メインロールバーまたはリアストラットの車体への取り付け点から100mm以上離れてはならない。(その計測については第3-24図を参照)。



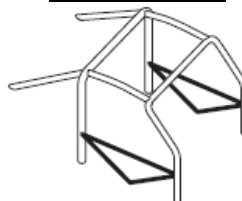
第3-24図

13) (略)

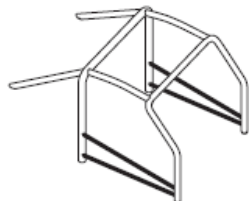
14) ドアバー(側面保護のための補強)を取り付ける場合は、第3-23図、第3-25図~第3-27図に従い、上部取り付け点はドア開口部の底部より計測しその高さの半分より高くなってはならない。



第3-25図



第3-26図



第3-27図

15) 取り外し可能な連結金具:

取り外し可能な部材が、ロールケージの構造として用いられている場合には、使用される取り外し可能な連結具はFIAにより承認された方式、あるいはそれに相当する方式に従っていなくてはならない(第3-28図~第3-38図参照)。それらは溶接されていなくてはならな

13) (略)

14) 取り外し可能な連結金具:

取り外し可能な部材が、ロールケージの構造として用いられている場合には、使用される取り外し可能な連結具はFIAにより承認された方式、あるいはそれに相当する方式に従っていなくてはならない(第3-24図~第3-34図参照)。それらは溶接されていなくてはならな

い。ネジおよびボルトは、ISO規格の8.8または、4T以上のものでなくてはならない。

第3-16図～第3-38図（略）

1.3）（略）

第2条～第9条（略）

第3-39図～第3-41図（略）

#### 第4章 スピードN車両規定

##### 第1条 安全規定

1.1）～1.2）（略）

##### 1.3）ロールバー

（略）

1）～8）（略）

9）ロールバーの寸法：

ロールバーは、最小寸法38mm（直径）×2.5mm（肉厚）または40mm（直径）×2mm（肉厚）以上の継ぎ目のない1本のパイプを使用すること。

ロールバーの直径と肉厚は、すべてのバーに規定の寸法が適用される。

10）～11）（略）

12）斜行バー（第4-19図、第4-20図、第4-21図、第4-22図タイプ）を取り付ける場合は、形状を1つの補強要素として、基本ロールケージに取り付けることが認められる。ただし、ロールケージとの連結部は規定の通りボルトオンで取り付けること。バーを曲げてはならない。斜行バーの方向が逆になっても構わない。バーの連結部が傷害の危険を及ぼさないように配慮すること。

斜行バーの上端は、リアストラットとの連結部から100mm以上離れていないメインロールバー上か、メインロールバーとの連結部から100mm以上離れていないリアストラット上に位置していなければならない。下端は、メインロールバーまたはリアストラットの車体への取り付け点から100mm以上離れてはならない。（その計測については第4-24図を参照）。

い。ネジおよびボルトは、ISO規格の8.8または、4T以上のものでなくてはならない。

第3-16図～第3-34図（略）

1.3）（略）

第2条～第9条（略）

第3-35図～第2-37図（略）

#### 第4章 スピードN車両規定

##### 第1条 安全規定

1.1）～1.2）（略）

##### 1.3）ロールバー

（略）

1）～8）（略）

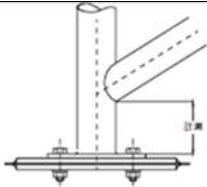
9）ロールバーの寸法：

ロールバーは、最小寸法38mm（直径）×2.5mm（肉厚）または40mm（直径）×2mm（肉厚）以上の継ぎ目のない1本のパイプを使用すること。

ロールバーの直径と肉厚は、補助バーを含め規定の寸法が適用される。

10）～11）（略）

12）斜行ストラット（第4-19図、第4-20図、第4-21図、第4-22図タイプ）を取り付ける場合は、形状を1つの補強要素として、基本ロールケージに取り付けることが認められる。ただし、ロールケージとの連結部は規定の通りボルトオンで取り付けること。



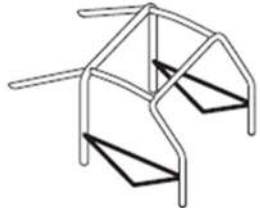
第4-24図

1 3) (略)

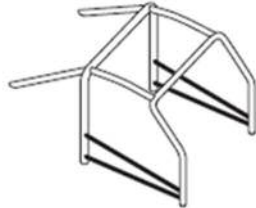
1 4) ドアバー（側面保護のための補強）を取り付ける場合は、第4-23図、第4-25図～第4-27図に従い、上部取り付け点はドア開口部の底部より計測しその高さの半分より高くなってはならない。



第4-25図



第4-26図



第4-27図

1 5) 取り外し可能な連結金具：

取り外し可能な部材が、ロールケージの構造として用いられている場合には、使用される取り外し可能な連結具はF I Aにより承認された方式、あるいはそれに相当する方式に従ってなくてはならない（第4-28図～第4-38図参照）。それらは溶接されてはならない。ネジおよびボルトは、I S O規格の8. 8または、4 T以上のものでなくてはならない。

第4-16図～第4-38図（略）

1. 4) (略)

第2条～第9条（略）

1 3) (略)

1 4) 取り外し可能な連結金具：

取り外し可能な部材が、ロールケージの構造として用いられている場合には、使用される取り外し可能な連結具はF I Aにより承認された方式、あるいはそれに相当する方式に従ってなくてはならない（第4-24図～第4-34図参照）。それらは溶接されてはならない。ネジおよびボルトは、I S O規格の8. 8または、4 T以上のものでなくてはならない。

第4-16図～第4-36図（略）

1. 4) (略)

第2条～第9条（略）

## 第5章 スピードSA車両規定

### 第1条 安全規定

1. 1) ~ 1. 2) (略)

#### 1. 3) ロールバー

すべての車両に4点式以上のロールバーを装着することを推奨する。

また、2016年11月1日以降に指定を受けた型式指定自動車(当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの)および2016年10月31日以前に指定を受けた型式指定自動車(当該自動車の自動車検査証の型式指定番号欄に型式指定番号が記載されているもの)で2018年11月1日以降に継続生産された車両を除き、FIAまたはASNによって公認されたロールケージの使用は許される。ただし、公認ロールケージに対する改造はいかなるものでも認められない。

なお、オープンカーでジムカーナ競技に参加する場合は4点式以上、ダートトライアル競技に参加する場合は6点式以上のロールバーを取付けること。ロールバーを装着する場合、材質はスチールとし下記の規定に従うこと。

1) ~ 6) (略)

7) ロールバーの車体への最少取付け点数:

ーメインロールバーの支柱1本につき1カ所。

ーサイドロールバー(あるいはフロントロールバー)の支柱1本につき1カ所。

ーリアストラットの支柱1本につき1カ所。

①~② (略)

③各支柱と車体との結合には、上記①②の取付板および補強板を用い、下記に従い取付けること。その際の取付方法については次の通りとする。

A. ~ B. (略)

④ (略)

第5-3図~第5-20図 (略)

8) ロールバーの寸法:

ロールバーは、最小寸法35mm(直径)×2mm(肉厚)以上の継ぎ目のない1本のパイプを使用すること。

ロールバーの直径と肉厚は、すべてのバーに規定の寸法が適用される。

## 第5章 スピードSA車両規定

### 第1条 安全規定

1. 1) ~ 1. 2) (略)

#### 1. 3) ロールバー

すべての車両に4点式以上のロールバーを装着することを推奨する。

なお、オープンカーでジムカーナ競技に参加する場合は4点式以上、ダートトライアル競技に参加する場合は6点式以上のロールバーを取付けること。ロールバーを装着する場合、材質はスチールとし下記の規定に従うこと。

1) ~ 6) (略)

7) ロールバーの車体への最少取付け点数:

ーメインロールバーの支柱1本につき1カ所。

ーサイドロールバー(あるいはフロントロールバー)の支柱1本につき1カ所。

ーリアストラットの支柱1本につき1カ所。

①~② (略)

③各支柱と車体との結合には、上記①②の取付板および補強板を用い、下記に従いボルトオンにて取付けること。その際の取付方法については次の通りとする。

A. ~ B. (略)

④ (略)

第5-3図~第5-20図 (略)

8) ロールバーの寸法:

ロールバーは、最小寸法35mm(直径)×2mm(肉厚)以上の継ぎ目のない1本のパイプを使用すること。

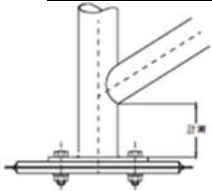
公認ロールケージを使用する場合は、本項は適用されない。

9) (略)

10) ロールバー取付けのためにダッシュボードの貫通等最小限の改造が許される。

11) 斜行バー(第5-21図、第5-22図、第5-23図、第5-24図タイプ)を取り付ける場合は、形状を1つの補強要素として、基本ロールケージに取り付けることが認められる。バーを曲げてはならない。斜行バーの方向が逆になっても構わない。バーの連結部が傷害の危険を及ぼさないように配慮すること。

斜行バーの上端は、リアストラットとの連結部から100mm以上離れていないメインロールバー上か、メインロールバーとの連結部から100mm以上離れていないリアストラット上に位置していなければならない。下端は、メインロールバーまたはリアストラットの車体への取り付け点から100mm以上離れてはならない。(その計測については第5-26図を参照)。

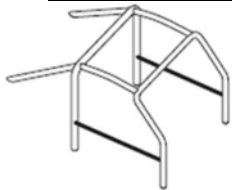


第5-26図

12) 「X」形状の部材(ドアバーを含む)については、「X」形状を1つの構成要素として基本ロールバーに取り付けることが認められる。(第5-23図、第5-24図、第5-25図タイプ)

「X」形状の連結部をガセット(gusset:補強用鉄板等)により補強することが認められる。

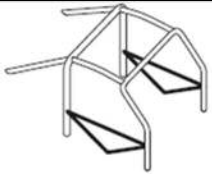
13) ドアバー(側面保護のための補強)を取り付ける場合は、第5-25図、第5-27図~第5-29図に従い、上部取り付け点はドア開口部の底部より計測しその高さの半分より高くなってはならない。



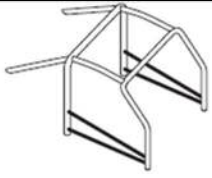
第5-27図

9) (略)





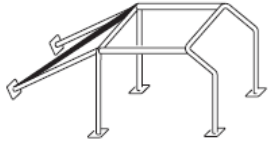
第5-28図



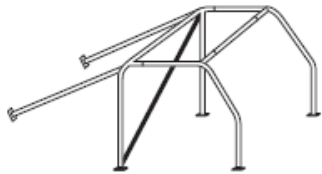
第5-29図

1.4) 取り外し可能な連結金具：

取り外し可能な部材が、ロールケージの構造として用いられている場合には、使用される取り外し可能な連結具はFIAにより承認された方式、あるいはそれに相当する方式に従っていなくてはならない(第5-30図～第5-40図参照)。それらは溶接されていなくてはならない。ネジおよびボルトは、ISO規格の8.8または、4T以上のものでなくてはならない。



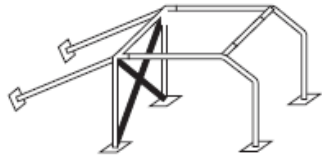
第5-21図



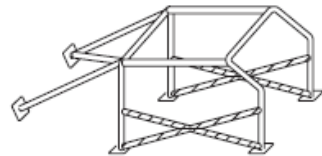
第5-22図



第5-23図



第5-24図



第5-25図

第5-26図～第5-40図 (略)

1.4) (略)

第2条～第9条 (略)

第5-41図～第5-46図 (略)

1.0) 取り外し可能な連結金具：

取り外し可能な部材が、ロールケージの構造として用いられている場合には、使用される取り外し可能な連結具はFIAにより承認された方式、あるいはそれに相当する方式に従っていなくてはならない(第5-21図～第5-31図参照)。それらは溶接されていなくてはならない。ネジおよびボルトは、ISO規格の8.8または、4T以上のものでなくてはならない。

第5-21図～第5-31図 (略)

1.4) (略)

第2条～第9条 (略)

第5-32図～第5-37図 (略)

第6章～第7章（略）

## 第8章 スピードSC車両規定

### 第1条 安全規定

1. 1) ～1. 4) (略)

#### 1. 5) ロールケージ

すべての車両に6点式以上のロールケージの装着を義務付ける。

また、FIAまたはASNによって公認されたロールケージの使用は許される。公認ロールケージに対する改造はいかなるものでも認められない。

斜行バーは必ず取り付けること。

ジムカーナ競技において、ドアバーの取り付けは推奨される。

ダートトライアル競技においては、車両の運転席側にドアバーを取り付けなければならない、助手席側に取り付けることも強く推奨される。

材質はスチールとし下記の規定に従うこと。

1) ～7) (略)

8) ロールバーの寸法：

ロールバーは、最小寸法38mm（直径）×2.5mmまたは、40mm（直径）×2mm（肉厚）以上の継ぎ目のない1本のパイプを使用すること。

ロールバーの直径と肉厚は、すべてのバーに規定の寸法が適用される。

公認ロールケージを使用する場合は、本項は適用されない。

9) 斜行バー（第8-18図、第8-19図、第8-20図、第8-21図タイプ）は、形状を1つの補強要素として、基本ロールケージに取り付けること。バーを曲げてはならない。斜行バーの方向が逆になっても構わない。バーの連結部が傷害の危険を及ぼさないように配慮すること。

斜行バーの上端は、リアストラットとの連結部から100mm以上離れていないメインロールバー上か、メインロールバーとの連結部から100mm以上離れていないリアストラット上に位置していなければならない、下端は、メインロールバーまたはリアストラットの車体への取り付け点から100mm以上離れてはならない。（その計測について

第6章～第7章（略）

## 第8章 スピードSC車両規定

### 第1条 安全規定

1. 1) ～1. 4) (略)

#### 1. 5) ロールケージ

すべての車両に6点式以上のロールケージの装着を義務付ける。斜行部材（斜行バー）及びドアバーは必ず取り付けること。ただし、ジムカーナ競技には運転席側ドアバーは適用されない。

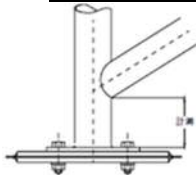
材質はスチールとし下記の規定に従うこと。

1) ～7) (略)

8) ロールバーの寸法：

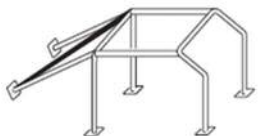
ロールバーは、最小寸法38mm（直径）×2.5mmまたは、40mm（直径）×2mm（肉厚）以上の継ぎ目のない1本のパイプを使用すること。

は第8-23図を参照)。



第8-23図

10) 「×」形状の部材(ドアバーを含む)については、「×」形状を1つの構成要素として基本ロールバーに取り付けることが認められる。(第8-20図、第8-21図、第8-22図タイプ)



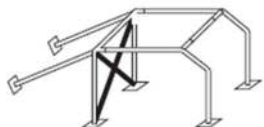
第8-18図



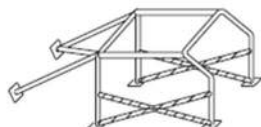
第8-19図



第8-20図



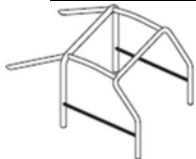
第8-21図



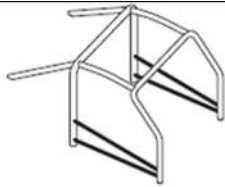
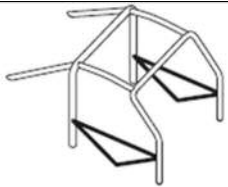
第8-22図

「×」形状の連結部をガセット(gusset:補強用鉄板等)により補強することが認められる。

11) ドアバー(側面保護のための補強)は、第8-22図、第8-24図~第8-26図に従い、上部取り付け点はドア開口部の底部より計測しその高さの半分より高くなってはならない。



第8-24図



第8-25図

第8-26図

1.2) 取り外し可能な連結金具：

取り外し可能な部材が、ロールケージの構造として用いられている場合には、使用される取り外し可能な連結具はF I Aにより承認された方式、あるいはそれに相当する方式に従っていなくてはならない(第8-27図～第8-37図参照)。それらは溶接されていなくてはならない。ネジおよびボルトは、I S O規格の8.8または、4 T以上のものでなくてはならない。

第8-18図～第8-37図(略)

1.3) ロールケージの一部補強：第1編レース車両規定第4章「公認車両および登録車両に関する安全規定6.3.2.1)の第4-9図～第4-42A図の示す補強は許される。

1.6)～1.14) (略)

第2条～第9条(略)

第8-38図～第8-39図(略)

第9章 スピードD車両規定

(略)

第1条 安全規定

(略)

1.1)～1.5) (略)

1.6) ロールケージ

すべての車両に6点式以上のロールケージの装着が義務付けられる。(ただし、単座席、2座席レーシングカーを除く)。

斜行バーは必ず取り付けること。

ジムカーナ競技において、ドアバーの取り付けは推奨される。

ダートトライアル競技においては、ドアバーを取り付けなければならない。

材質はスチールとし下記の規定に従うこと。

9) 取り外し可能な連結金具：

取り外し可能な部材が、ロールケージの構造として用いられている場合には、使用される取り外し可能な連結具はF I Aにより承認された方式、あるいはそれに相当する方式に従っていなくてはならない(第8-18図～第8-28図参照)。それらは溶接されていなくてはならない。ネジおよびボルトは、I S O規格の8.8または、4 T以上のものでなくてはならない。

第8-18図～第8-28図(略)

1.0) ロールケージの一部補強：第1編レース車両規定第4章「公認車両および登録車両に関する安全規定6.3.2.1)の第4-9図～第4-42A図の示す補強は許される。

1.6)～1.14) (略)

第2条～第9条(略)

第8-29図～第8-30図(略)

第9章 スピードD車両規定

(略)

第1条 安全規定

(略)

1.1)～1.5) (略)

1.6) ロールケージ

すべての車両に6点式以上のロールケージの装着が義務付けられる。(ただし、単座席、2座席レーシングカーを除く)。

斜行部材(斜行バー)及びドアバーは必ず取り付けること。ただし、ジムカーナ競技には運転席側ドアバーは適用されない。

材質はスチールとし下記の規定に従うこと。

1) ~ 7) (略)

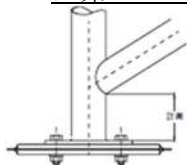
8) ロールバーの寸法：

ロールバーは、最小寸法38mm (直径) × 2.5mmまたは、40mm (直径) × 2mm (肉厚) 以上の継ぎ目のない1本のパイプを使用すること。

ロールバーの直径と肉厚は、すべてのバーに規定の寸法が適用される。

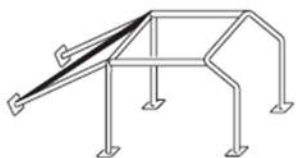
9) 斜行バー (第9-18図、第9-19図、第9-20図、第9-21図タイプ) は、形状を1つの補強要素として、基本ロールケージに取り付けること。バーを曲げてはならない。斜行バーの方向が逆になっても構わない。バーの連結部が傷害の危険を及ぼさないように配慮すること。

斜行バーの上端は、リアストラットとの連結部から100mm以上離れていないメインロールバー上か、メインロールバーとの連結部から100mm以上離れていないリアストラット上に位置していなければならない。下端は、メインロールバーまたはリアストラットの車体への取り付け点から100mm以上離れてはならない。(その計測については第9-23図を参照)。



第9-23図

10) 「×」形状の部材 (ドアバーを含む) については、「×」形状を1つの構成要素として基本ロールバーに取り付けることが認められる。(第9-20図、第9-21図、第9-22図タイプ)



第9-18図

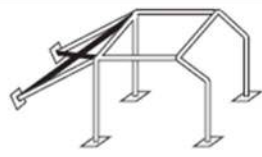
1) ~ 7) (略)

8) ロールバーの寸法：

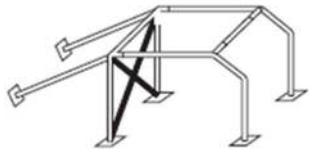
ロールバーは、最小寸法38mm (直径) × 2.5mmまたは、40mm (直径) × 2mm (肉厚) 以上の継ぎ目のない1本のパイプを使用すること。



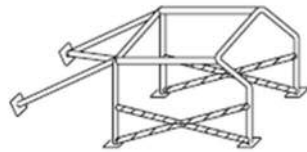
第9-19図



第9-20図



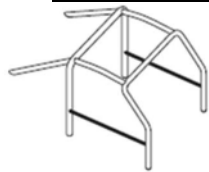
第9-21図



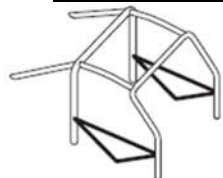
第9-22図

「×」形状の連結部をガセット (gusset: 補強用鉄板等) により補強することが認められる。

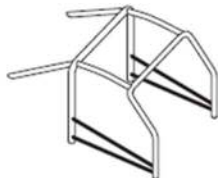
1 1) ドアバー (側面保護のための補強) は、第9-22図、第9-24図～第9-26図に従い、上部取り付け点はドア開口部の底部より計測しその高さの半分より高くなってはならない。



第9-24図



第9-25図



第9-26図

1 2) 取り外し可能な連結金具 :

取り外し可能な部材が、ロールケージの構造として用いられている場合には、使用される取り外し可能な連結具はF I Aにより承認された方式、あるいはそれに相当する方式に従ってはいなくてはならない (第9-27図～第9-37図参照)。それらは溶接されてはいなくてはならない。ネジおよびボルトは、I S O規格の8.8または、4 T以上のものでなくてはならない。

第9-18図～第9-37図 (略)

9) 取り外し可能な連結金具 :

取り外し可能な部材が、ロールケージの構造として用いられている場合には、使用される取り外し可能な連結具はF I Aにより承認された方式、あるいはそれに相当する方式に従ってはいなくてはならない (第9-18図～第9-28図参照)。それらは溶接されてはいなくてはならない。ネジおよびボルトは、I S O規格の8.8または、4 T以上のものでなくてはならない。

第9-18図～第9-28図 (略)

1 3) ロールケージの一部補強：第1編レース車両規定第4章「公認車両および登録車両に関する安全規定6.3.2.1)の第4-9図～第4-42A図の示す補強は許される。

1.6.1)～1.22) (略)

## 第10章 スピードAE車両規定

### 第1条 安全規定

1.1) (略)

1.2) ロールバー

(略)

1)～8) (略)

9) ロールバーの寸法：

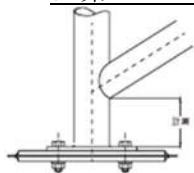
ロールバーは、最小寸法38mm(直径)×2.5mm(肉厚)または40mm(直径)×2mm(肉厚)以上の継ぎ目のない1本のパイプを使用すること。

ロールバーの直径と肉厚は、すべてのバーに規定の寸法が適用される。

10)～11) (略)

12) 斜行バー (第10-19図、第10-20図、第10-21図、第10-22図タイプ)を取り付ける場合は、形状を1つの補強要素として、基本ロールケージに取り付けることが認められる。ただし、ロールケージとの連結部は規定の通りボルトオンで取り付けること。バーを曲げてはならない。斜行バーの方向が逆になっても構わない。バーの連結部が傷害の危険を及ぼさないように配慮すること。

斜行バーの上端は、リアストラットとの連結部から100mm以上離れていないメインロールバー上か、メインロールバーとの連結部から100mm以上離れていないリアストラット上に位置していなければならない。下端は、メインロールバーまたはリアストラットの車体への取り付け点から100mm以上離れてはならない。(その計測については第10-24図を参照)。



1 0) ロールケージの一部補強：第1編レース車両規定第4章「公認車両および登録車両に関する安全規定6.3.2.1)の第4-9図～第4-42A図の示す補強は許される。

1.6.1)～1.22) (略)

## 第10章 スピードAE車両規定

### 第1条 安全規定

1.1) (略)

1.2) ロールバー

(略)

1)～8) (略)

9) ロールバーの寸法：

ロールバーは、最小寸法38mm(直径)×2.5mm(肉厚)または40mm(直径)×2mm(肉厚)以上の継ぎ目のない1本のパイプを使用すること。

ロールバーの直径と肉厚は、補助バーを含め規定の寸法が適用される。

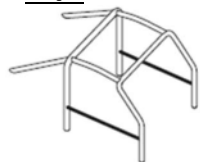
10)～11) (略)

12) 斜行ストラット (第10-19図、第10-20図、第10-21図、第10-22図タイプ)を取り付ける場合は、形状を1つの補強要素として、基本ロールケージに取り付けることが認められる。ただし、ロールケージとの連結部は規定の通りボルトオンで取り付けること。

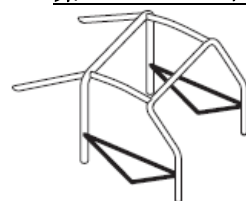
**第10-24図**

1.3) (略)

1.4) ドアバー (側面保護のための補強) を取り付ける場合は、第10-23図、第10-25図～第10-27図に従い、上部取り付け点はドア開口部の底部Fより計測しその高さの半分より高くなってはならない。



**第10-23図**



**第10-24図**



**第10-25図**

1.5) 取り外し可能な連結金具 :

取り外し可能な部材が、ロールケージの構造として用いられている場合には、使用される取り外し可能な連結具はF I Aにより承認された方式、あるいはそれに相当する方式に従っていなくてはならない (第10-28図～第10-38図参照)。それらは溶接されていなくてはならない。ネジおよびボルトは、ISO規格の8.8または、4T以上のものでなくてはならない。

第10-16図～第10-38図 (略)

1.3) (略)

第2条～第9条 (略)

以上

1.3) (略)

1.4) 取り外し可能な連結金具 :

取り外し可能な部材が、ロールケージの構造として用いられている場合には、使用される取り外し可能な連結具はF I Aにより承認された方式、あるいはそれに相当する方式に従っていなくてはならない (第10-24図～第10-34図参照)。それらは溶接されていなくてはならない。ネジおよびボルトは、ISO規格の8.8または、4T以上のものでなくてはならない。

第10-16図～第10-34図 (略)

1.3) (略)

第2条～第9条 (略)

以上